

## 「VIFA WOODMAC VIETNAM 2018」の出展参加者の募集について

当協会は、品目別輸出促進緊急対策事業(木材製品輸出特別支援事業のうち日本産木材製品のブランド化と台湾・ベトナムにおける販売促進)(平成29年度農林水産省補正事業)を活用し、ジャパンウッドステーション・ホーチミンを拠点としたPR業務等の一環として、現地協力企業の協力を得て、ベトナム・ホーチミン市で開催される「VIFA WOODMAC VIETNAM 2018」にスギ、ヒノキ等日本産木材を使用した木材製品の出展・PRに意欲のある企業をサポートし、ベトナム向け輸出の促進に資する広報活動を行うこととしており、当該展示・広報宣伝活動に参加される希望者を募集します。

「VIFA WOODMAC VIETNAM 2018」への出展・広報活動の参加を希望される方は、別添の平成30年度「VIFA WOODMAC VIETNAM 2018」出展参加者応募実施要領」を熟読のうえ、同要領の「5」に記載する関係書類に記載のうえ、以下の期日までにご応募下さい。

**応募締切日：平成30年7月20日(金) 正午(必着)**

一般社団法人日本木材輸出振興協会  
事務局長 井上 幹博

別添 平成30年度「VIFA WOODMAC VIETNAM 2018」出展参加者応募実施要領

(別添)

平成30年6月18日

## 平成30年度「VIFA WOODMAC VIETNAM 2018」出展参加者応募実施要領

一般社団法人日本木材輸出振興協会

### 1. 実施目的

農林水産省においては、農林水産物・食品の輸出額を平成31年までに1兆円水準とする政府目標の達成に向けて積極的に取り組んでいます。

ベトナムにおける日本産木材製品の販売促進は、品目別輸出促進緊急対策事業(木材製品輸出特別支援事業のうち日本産木材製品のブランド化と台湾・ベトナムにおける販売促進(平成29年度農林水産省補正事業))の一環として、ジャパンウッドステーション・ホーチミンにおける展示・PRを行うとともに、現地でのセミナーの開催やベトナム向けの輸出に意欲のある木材産地・事業者への様々なサポートを行うことにより、ベトナムにおける日本産木材製品の認知度向上、販売促進に資することを目的としています。

### 2. 実施内容

#### (1) 概要

本協会は、出展・広報活動の参加を希望する木材産地・事業者とともに、VIFA WOODMAC VIETNAM 2018 にすぎ、ヒノキ等日本産木材を使用した製品を出展し、合わせて広報PR活動、セミナーの開催等を行います。

#### (2) 主要内容

##### ア 出展コンセプト

現地協力企業とジャパンウッドステーション・ホーチミンにより VIFA WOODMAC VIETNAM 2018 に設置された出展ブースにおいて、各種日本産木材製品や宣伝パネル、資料を展示し、日本産木材製品の良さや加工技術の高さ、また、日本の木材製品・木造住宅ならではの安全性、健康性、快適性をアピールします。

##### イ 出展物と出展面積

出展物：すぎ、ヒノキ等日本産木材を使用した木材製品

出展面積：9m<sup>2</sup>

##### ウ セミナーの開催

本協会は、展示会期中に現地企業、マスコミ等に対し、日本産木材製品及び利用事例・技術を紹介するセミナーを開催し、ベトナム向けの輸出促進に資するプロモーション活動を行います。

### 3. 募集要項

#### (1) 出展物の要件

日本産木材を使用した製品（建築建材、住宅設備全般、木材製品、家具等）

#### (2) 出展料

① 本事業で提供するサービス：無料となります。

- ・ 出展ブース（基本備品を含む）
- ・ 共通の広報宣伝費（集客のための広報等）
- ・ 通訳（共通に係るものに限る）

② 本事業で提供しないサービス：出展者が自己負担していただきます。

上記①以外の経費であり、主要なものは以下のとおりです。

- ・ 出展物やパンフレット類を日本国内からホーチミンにある展示会場まで輸送・搬出入の場合に要する経費（輸送費、日本側輸出関連諸費、ベトナム側輸入関連諸費）
- ・ 社員等の派遣に要する経費（渡航費、宿泊費等）
- ・ 出展物及び自社スペースに持ち込む出展者所有物に係る盗難等の保険料
- ・ その他、出展者の都合により発生する個別経費

### 4. 応募資格等

日本産木材を使用した製品を製造あるいは販売等を行っており、かつ輸出意欲のある事業者及びその団体、地方公共団体等であって、会期の全日程を通じて出展者が展示ブースにおいて広報 PR 活動を行い、成果等の報告を行うことが条件となります。

### 5. 応募申請

出展希望者は、[別紙の「出展申込書」](#)にご記入のうえ、郵送又は電子メール等により下記期日までに協会にご提出下さい。



ただし、郵送の場合は、「出展申込書」については、郵送と同時に当協会宛てに Fax、又は E メールでご送信下さい。

なお、応募数が多数ある場合は、締切日前でも募集を締め切る場合がありますのでご了承下さい。また、出展物としてふさわしくないと考えられる際には、参加をお断りさせていただくことがあります。

申込書の提出期限は、以下のとおり。

平成30年7月20日（金）正午（必着）

## 6. 出展参加者の選定と公表

以下の審査事項に基づき公正に審査した上で決定します。決定後には、各応募者に通知するとともに、当協会のオフィシャルサイトにおいて公表します。

（審査事項）

- ① スギ、ヒノキ等を使用した日本産木材製品の輸出促進に資するか。
- ② 海外市場の開拓、輸出拡大が見込まれる品目であるか。
- ③ 海外市場の開拓、輸出拡大のために具体的な考えを有しているか。
- ④ 日本産木材（スギ、ヒノキ、カラマツ等）の良さをPRできるものであるか。
- ⑤ 出展物の品目構成がバランスのとれたものとなるか。

## 7. 出展に係る遵守事項等

### （1）出展物の管理

出展物の管理は、出展者の責任において行うものとします。

### （2）出展中の事故

出展中に発生したすべての事故は、協会と出展者は相互に連絡し合い、その対応を協議するものとします。

### （3）出展結果の報告

出展中及び展示会終了後、出展者は、出展結果について、協会が別途配布する「出展結果報告書」により、所定期日までに提出するものとします。

### （4）アンケート等へのご協力

出展者は、会期前後および会期中に、協会が行うアンケート及びフォローアップ調査（聞き取り調査、アンケート調査等）に協力いただくものとします。

### （5）本要領に定めのない事項等の扱い

本応募要領に記載されていない事項が発生した場合、又は、展示会主催者等が新たな事項を定めた場合には、協会はその対応を定めることが出来るものとします。

## 8. 展示事業の中止、出展の取り消し、出展の解除、係争

### （1）出展事業中止の場合

協会は、次の場合、本出展事業を取りやめ、又は、変更することが出来るものとします。この場合、出展者の損害及び不利益等について、協会は一切その責任を負わないものとします。

- a) 戦争、政情不安、天災、伝染病など、不可抗力により、本展示事業が開催

中止等となった場合

- b) 開催期日、方法等の条件等に大きな変更があった場合
- c) その他やむを得ない事由により、協会として本展示事業への出展が不適当もしくは不可能となった場合

## (2) 出展の取り消しと出展の解除等

出展者の確定後、出展者の都合で出展の取り消し、もしくは出展物の大幅な変更がある場合、書面をもって事務局に届出を行い、その承認を得るものとします。ただし、出展者の確定後30日以内に限りです。

協会は、出展者が、本要領に遵守することができない場合、出展の取り決めに解除することができるものとします。これによって生ずる損害について、協会は賠償請求できるものとします。

## (3) 係争

本要領に関する係争は、東京地方裁判所が専属管轄を持つものとし、日本国内法に準拠して処理するものとします。

## 9. 応募・照会窓口

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル

一般社団法人日本木材輸出振興協会

電話番号 (03)5844-6275 FAX 番号 (03)3816-5062

担当者： 井上、川面、上島

担当者 E-mail : [mail@j-wood.org](mailto:mail@j-wood.org)

## 10. 出展予定の展示会の概要

会場	Block 6 Hung Vuong Street, BinhDuongNewCity, Vietnam
会期	2018年10月24日(水)～10月27日(土)
出品物範囲	建築建材、住宅設備全般、木材製品、家具等